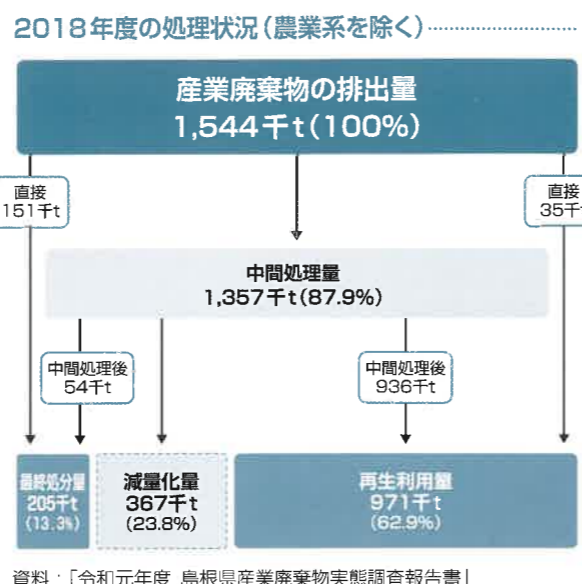


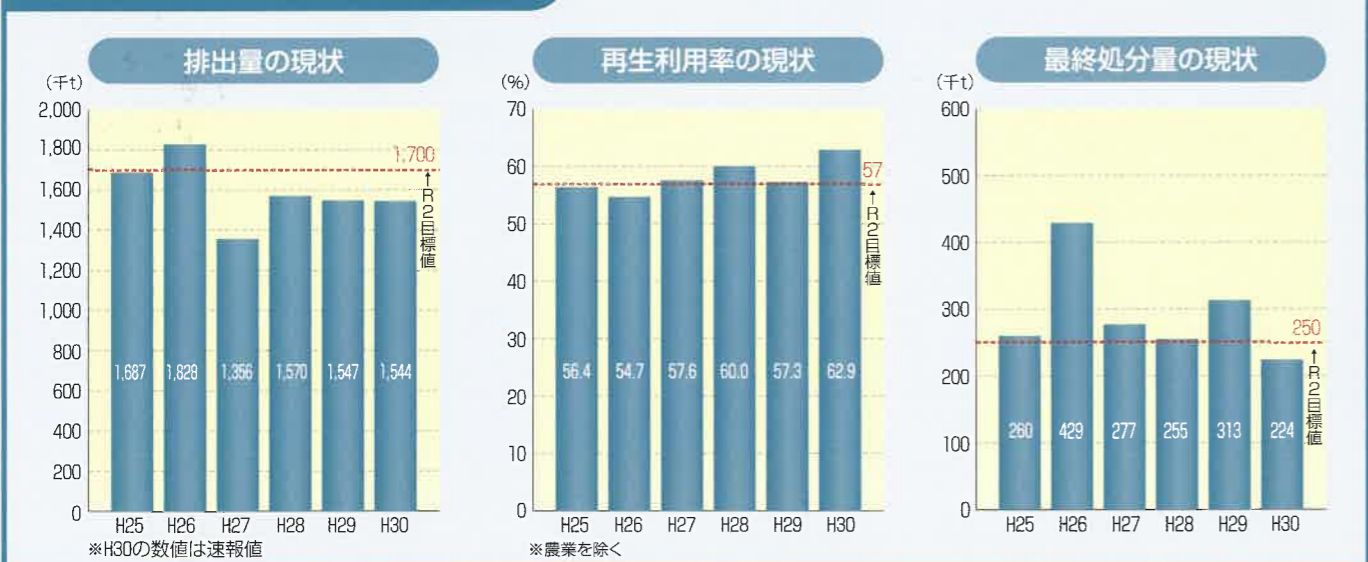
産業廃棄物の現状

2018(平成30)年度の産業廃棄物の処理状況を見ると、排出量1,544千tのうち、1,357千t(87.9%)は中間処理が行われ、そのほとんどが再生利用もしくは減量化されています。結果的に971千t(62.9%)が再生利用、205千t(13.3%)が最終処分されています。

- 産業廃棄物の排出量(農業系を除く)**
産業廃棄物の排出量は、景気に左右されやすく変動が大きくなっていますが、2015(平成27)年度以降横ばいで推移しています。
- 産業廃棄物の再生利用率(農業系を除く)**
産業廃棄物の再生利用率は、全国平均よりも高いレベルで推移しており、2018(平成30)年度の再生利用率は、全国平均41.2%に対し、島根県では62.9%でした。
- 産業廃棄物の最終処分量(農業系を除く)**
産業廃棄物の最終処分量は、おおむね減少傾向にあります。最終処分率については全国平均よりも高い水準で推移しており、2018(平成30)年度最終処分率は、全国平均3.1%に対し、島根県では13.3%でした。



取組の成果(県内の産業廃棄物の現況)



令和3(2021)年度予算

	(千円)	
① 事業者の再資源化等への支援	170,533	再資源化や発生抑制に向けた基礎研究・技術開発・施設整備等、再生商品(しまねグリーン製品)の販路拡大
② 適正処理の推進	36,410	不法投棄防止対策、適正処理の推進
③ 環境教育の推進	29,572	3Rの普及促進、環境教育の推進
④ 徴税費	3,130	—
合計	239,645	—

お問い合わせ

島根県環境生活部環境政策課 〒690-8501 松江市殿町128番地 TEL.0852-22-6343

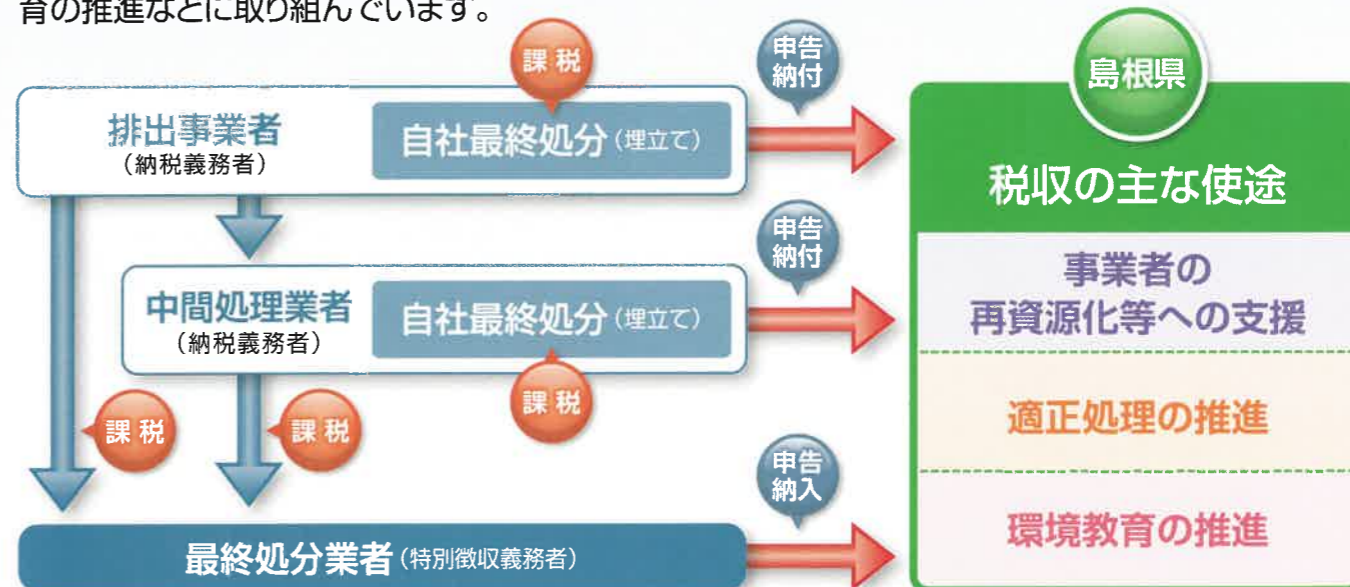
《廃棄物対策課: TEL.0852-22-6151 / 産業振興課: TEL.0852-22-5341》

- 島根県産業廃棄物減量税に関すること ———— 税務課 HP: <https://www.pref.shimane.lg.jp/zeimu/>
- 島根県産業廃棄物減量税を活用した事業に関すること ———— 環境政策課 HP: <https://www.pref.shimane.lg.jp/kanky/>

産業廃棄物の発生抑制、減量化、リサイクルにご協力ください



島根県では、廃棄物の少ない循環型社会を目指して、平成17年度から産業廃棄物減量税を導入し、産業廃棄物の発生抑制、減量化、リサイクルを促進しています。その税収を活用し、①事業者の再資源化等への支援、②適正処理の推進、③環境教育の推進などに取り組んでいます。

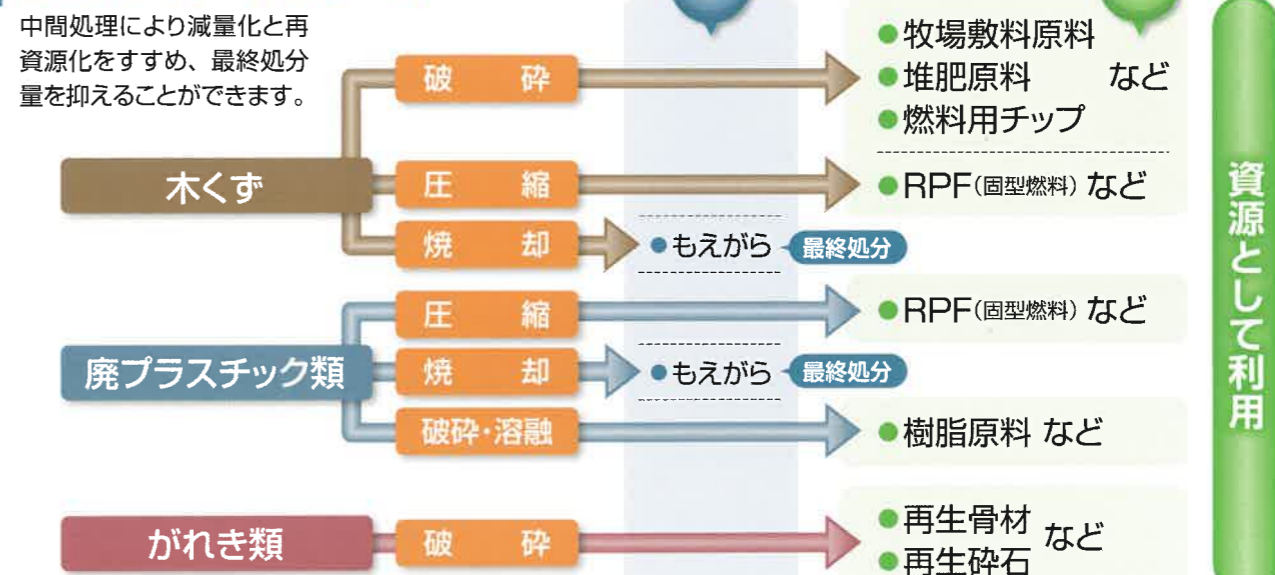


- 納める人: 県内の最終処分場に産業廃棄物を搬入する排出事業者又は中間処理業者
- 納める額: 最終処分場に搬入された搬入量1トンあたり1,000円
- 徴収方法: 特別徴収義務者(最終処分業者)からの申告納入(自社処分の場合は、申告納付)

産業廃棄物の減量化に向けて

- ① 製品等が廃棄物等となることを抑制しましょう
- ② 発生した廃棄物等についてはできるだけ資源として有効に活用しましょう
- ③ どうしても利用できないものは適正に処理しましょう

減量化・再資源化の一例



1 事業者の再資源化等への支援

産業廃棄物の発生抑制や減量化に取り組む事業者の支援や、優れたリサイクル製品の販売促進などに取り組んでいます。

① 資源循環型の技術開発等



産業廃棄物の発生抑制・減量化・再生利用などに関する基礎研究の実施や、事業者による技術開発などの支援を行っています。担当：産業振興課

② 3R施設整備の支援



産業廃棄物の発生抑制、再生利用などに係る施設・設備の支援を行っています。担当：廃棄物対策課

③ 環境配慮型経営への対応



産業廃棄物の発生抑制などに向けて、エコ経営相談、エコアドバイザー派遣、セミナーを行っています。担当：環境政策課

④ 優良事業者の育成



県内の処理サービス全体の質の向上のため、優良な処理業者の育成と認定を行っています。担当：廃棄物対策課

⑤ 販路開拓の支援



県内の優れたリサイクル製品を「しまねグリーン製品」として認定し、利用促進を行っています。担当：環境政策課

2 適正処理の推進

不法投棄を未然に防止するための監視・指導をはじめ、廃棄物の適正処理の推進に取り組んでいます。

① 不法投棄の防止・監視



不法投棄防止のため、監視カメラの配備、啓発看板の設置、パトロール監視を行っています。担当：廃棄物対策課

② PCB廃棄物の適正処理



有害なPCB廃棄物が処分期限*内に適正処理されるよう、県内業者に対する調査や普及啓発を行っています。担当：廃棄物対策課

*処分期限 ●高濃度PCB廃棄物：令和3年3月31日
●低濃度PCB廃棄物：令和9年3月31日

3 環境教育の推進

廃棄物の3Rや適正処理の理解を深めてもらうため、啓発活動や環境教育に取り組んでいます。

① 3Rの普及啓発



市町村と連携した環境イベントや、リサイクル施設等の見学会など、廃棄物の3Rや適正処理についての普及啓発を行っています。担当：環境政策課

*3R（スリーアール）とは、Reduce（発生抑制）、Reuse（再使用）、Recycle（再生利用）の頭文字「3つのR」をとったもの。

② 環境教育の推進



学校での活動費の助成や、しまね環境アドバイザーの派遣により、学校や地域での環境教育や環境学習を推進しています。担当：環境政策課